

古代美馬の条里と交通路

地理班 (徳島地理学会)

木原 克司*

要旨：5,000分の1地形図をベースマップとして美馬町全域の小字調査を実施し、条里復原および条里の基準線としての伝馬路の検討を行った。その結果、西端部を除く美馬町域にN15°Wの条里が施行されていることを確認し、条里の施行基準線となった幅約12mの条里余剰帯（側溝を含めた伝馬路）の存在を明らかにした。また、東部の郡里ジマ地区では、条里地割内に幅約10mの条里余剰帯（南北道路）を4カ所想定できた。この伝馬路は、郡里廢寺南門のすぐ南を通り、北側の正方位地割の小字「柿ノ木」、「銀杏木」、「宮西」に美馬郡衙あるいは豪族居館の存在が予想される。さらに、従来駅家跡と推定されて来た小字「駅」は、江戸期の撫養街道沿いの宿と考えられる。

キーワード：小字名、小字境界、条里、条里余剰帯、伝馬路

1. はじめに

郡里町史編集委員会（1957）は、郡里町役場に保管される藩政時代の検地帳に「坪井」、「かうし坪」、「柳坪」、「大坪」、「大坪屋敷」の地称が見られることや町役場所蔵の江戸期の農地図に格子目形の畑地が多く分布していることを根拠として、郡里地域に条里制が実施されたと推定している。

美馬町の条里については、服部昌之（1966）や羽山久男（1976）による研究がある。服部は復原図等を明示していないが、美馬町宗重の小扇状地や旧河道に相当する平坦部にN15°Wの方位を持つ条里を想定し、この地域に三好郡分置以前からの美馬郡衙が所在したと指摘している。それに対して、羽山は、大筋は郡里町史の説に従って、中山路を中心とした地域にほぼ正方位の条里地割を東西約6町、南北8町にわたって復原し、その範囲内に方2町の郡衙や駅家（小字「駅」付近）を想定している。このように両者の復原条里は、ほぼ同一の地域を対象としな

がらも施行方位において大きく異なる。果たして、いずれの条里復原が妥当なのか大縮尺地形図を用いて再度検討してみる必要がある。

筆者は、これまで吉野川を挟んで北と南に位置する鳴門市、板野郡板野町、徳島市、名西郡石井町や麻植郡鴨島町において、条里地割の復原とともに、条里施行の基準線となる条里地割内に埋没する条里余剰帯（道路）の検出を通して、南海道駅路や伝馬路（伝路）の復原を試みて来た。木原（1998, 1999, 2002, 2005）の成果によれば、駅路や伝路は可能なかぎり直線道路として測設されており、特に条里施行地域では、そうした直線道路を基準として道路幅を除外して条里地割が施行される傾向が強いことや非条里地域でも直線的に計画された駅路・伝路のルートが、大字・小字の境界や古代以降の街道に踏襲される例が多いことなどが明らかとなっており、美馬町においても伝馬路ルートの検討が必要である。

本調査では、美馬町平野部全域の小字調査をもとに条里復原および条里の基準線としての伝馬路の検

* 鳴門教育大学

討を行う。

2. 美馬町の条里と伝馬路

美馬町の平野部、南側を東西に流れる吉野川北岸から北へ1.4kmから0.5kmの幅で東西に帯状に分布する。図1は、平成元年に徳島県が作製した5,000分の1地形図上に小字を復原し、主要河川とともにトレースし、さらにその上に条里地割を復原したものである。図上の主な小字名で示すと、東から小長谷端・岡・坊僧・東段・西段・池ノ浦・北土ヶ久保・滝ノ宮・横尾・里平野・嫁坂・屋内・吉永・里西屋敷・城・松ヶ嶽・西大佐古・黒ツエ・上野は山地であり、西端部の松ノ花・東宮ノ上・城・突落・細野・小原・西宮ノ上・前田・中耕地・下ノ段も段丘上に位置する。これらの小字から南に平野部が広がる。

上記5,000分の1地形図を細かく観察したところ、明らかに条里地割と考えられる地割は、町域の東端部に位置する小字「轟」・「中道北」から西の小字「宮西」に至る帯状の地域に認められた。ここでは東西、南北方向に条里の1町である109mの間隔の地割が東西18町、南北2～7町の広がりで見事に並ぶ。その方位は、かつて服部昌之が美馬町条里として指摘したN15°Wである。

ただ、この地域はかつて郡里ジマと呼称された地域である。美馬町史編集委員会（1989）によれば、郡里ジマでは明治44年に耕地整理組合が結成され、吉野川からの導水暗渠により大規模な耕地整理が実施されたと報告されている。

全国的な現存条里に関するこれまでの研究成果によれば、近世の新田開発や近代の耕地整理によって生じた条里地割の例もあるため、美馬町保管の寛政3年（1791）以降に描かれた2枚の村絵図（「美馬郡郡里村繪圖東轟西谷ヨリ南新田太田境西ハ玉振谷ヨリ南センダンノ木迄」、 「美馬郡郡里村繪圖東玉振谷ヨリ西中山路八幡宮社西手南北ノ道切」）を実見し、その真偽を確認した。その結果、江戸期に存在した条里地割であることが明らかになった。さらに、美馬町史編集委員会（1989）の中で、逢坂俊男は嘉永4年（1851）の「御給地検地帳」と「御蔵検地帳」に遺存する条里関係地名の現地比定を試み、「坪井」

を郡里小学校北側の小字「玉振前」の南西隅に、「大坪」を小字「鵜飼口」の南部に、「口傳」を小字「鵜飼口」の西横に、「2町畠」を小字「鵜飼口」の南に、「六反地」を小字「高畑」に、「八反地」を小字「鵜飼口」の東側に比定している。これらの成果と美馬町西部に残る小字「八ノ坪」から考えると、美馬町には広域にわたってN15°Wの条里地割が施行されていたと想定できる。明治末年の耕地整理は、江戸期の条里地割を踏襲しつつ整備し、用水路の設置により畑地の水田化を目指したことになる。

そこで、条里地割が見事に残る郡里ジマを中心として、小字境界を復原した5,000分の1地形図上で条里の施行基準となる条里余剰帯（道路）の検出を試みた。その結果、図1のイから小字「中通」の南の口まで幅約12mの条里余剰帯の存在を確認できた。図1のB点では、約12m距離を隔てて北と南に平行する東西方向の畑地境界線が東西に1町半続き、AとC点では幅約5mの現水路が余剰帯内を流れ、D点～G点では畑地境界線が、余剰帯南のラインに合致する。さらに、HとI点では小字境界線が余剰帯の北あるいは南のラインにほぼ一致する。

小字中通の南の口点から小字八幡の八点までは、東と西に離れて現存する旧道のルートを直進し、八点からやや南に折れて撫養街道に乗ってニ・ホ点まで進むが、ホ点からは撫養街道から外れ、高瀬谷川の対岸まで直進し、へ点から西隣の三好郡三野町の正方位条里の基準道路として真西に向かう。こうした条里余剰帯は、美馬町域を一部屈曲しつつ直進する伝馬路と考えられ、白鳳期の寺院である郡里廃寺（K）の南門のすぐ南を通っている。

以上のようにして検出した伝馬路を基に復原した条里を図1に表示しておいた。東部の郡里ジマ以外の地域は、古代以降地割が大きく改変され条里施行当時の地割景観はほとんど遺存しないが、部分的に小字境界線に名残を留めている所も散見できる。

ただ、郡里ジマ地域では、条里地割の復原作業の過程で東西方向の余りが生じた。その原因としては、条里地割内に南北方向の道があったが、今日では消滅し田畑に戻ったために1町（109m）より長い地割が生じたと考えられる。想定される南北道路は側溝を含めて幅約10mで東西14町の間で4カ所であ

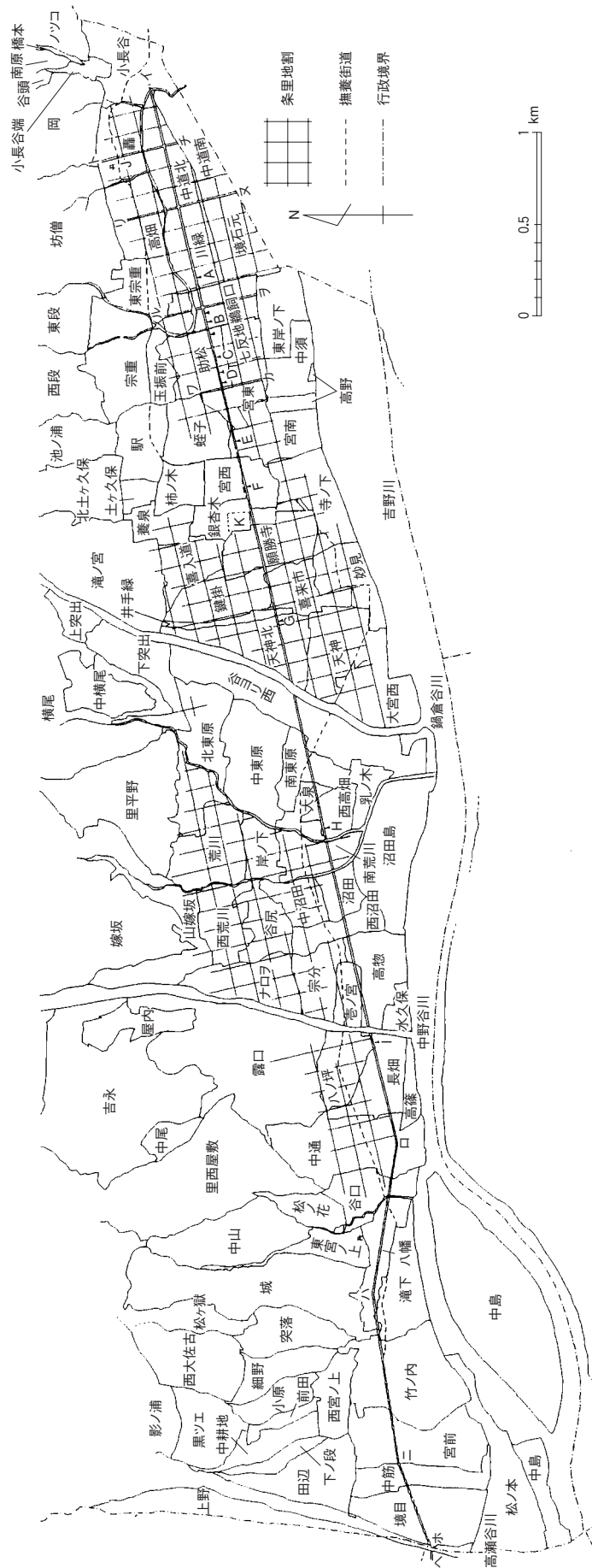


図1 美馬町の条里と伝馬路

る。そのうち江戸期の絵図でその存在を確認できたのはルーヲ間だけであり、他は推定でしかない。ただ、トーチ間の道は式内社である天都賀佐比古神社（J）の東側を通り、ワーカ間の道路は小字「宮東」と小字「助松」の小字境界線間の幅にほぼ合う。

3. むすびにかえて

美馬郡衙の位置については、郡里町史編集委員会（1957）は図1の小字「土ヶ久保」に比定し、羽山（1976）は小字「宮西」付近に正方位の条里制の方2町区画を想定している。いずれの説も、小字「駅」から南に屈曲する撫養街道を古代の伝馬路と推定したものであり、羽山は小字「駅」南の上記撫養街道の南折地点を中心とする方2町の正方位区画を、国府と郡衙を結ぶ駅路に沿った駅家の位置と推定している。

しかし、撫養街道は近世の道であり、そのルートは直線部分もあるが大部分は屈曲・蛇行している。小字「駅」を駅家と考えるならば、撫養街道を駅路としなければならない。しかし、上記のような道路形態は、直線を指向する駅路とは本質的に異なるものである。文献史料や平城宮出土木簡などにも南海道駅路の駅家である板野郡郡頭駅から西方に駅路が延びていたことを肯定する証左は見当たらない。

とすれば、小字「駅」は、近世撫養街道に沿って位置することから考えても、江戸期徳島藩内の街道筋の駅・宿駅・伝馬宿・馬継（次）とも呼称された宿の所在跡と考えるべきであろう。

ただ、N15°Wの条里地割とは異なり正方位を示す特異な地区がある。それは小字「銀杏木」, 「柿ノ木」, 「宮西」の一画である。小字「柿ノ木」では7世紀代の須恵器の散布地が3カ所確認されており、郡寺あるいは豪族の氏寺的な性格の寺院と考えられる郡里廃寺の存在から見ると、こうした正方位地割

の内部には、美馬郡衙（評衙）や豪族居館の立地を予想できる。

また、美馬市教育委員会生涯教育課の御教示によれば、郡里廃寺の伽藍方位は正確には正方位でなくN5°西を示すようである。吉野川下流域の統一条里の施行時期は、阿波国府周辺での最近の調査成果によれば、正方位を指向する国府関連建物と並存してN10°Wの統一条里と同じ方位を示す8世紀前半の国府関連建物が検出されており、天平宝字2年（758）作成の阿波国新島荘図や出土遺物から筆者がかつて推定していた8世紀中頃よりもやや古く8世紀前半頃まで遡ると考えられる。美馬町の条里施行時期もほぼ同じ頃と推定され、美馬町域では、まず豪族居館や郡衙（評衙）が先行して建設され、その後7世紀後半に郡里廃寺が建立される。さらに、7世紀中頃以降に美馬郡内を直線的に横断して測設された伝馬路を基準にして8世紀前半頃に条里が施行されたと考えられる。

文献

- 木原克司・岡田啓子（1998）：古代吉野川下流の条里と交通路，鳴門教育大学研究紀要（人文・社会科学編），第13巻，71～87頁。
- 木原克司（1999）：古代吉野川下流の条里再検討に基づく交通路の復原，古代交通研究，第9号，84～94頁。
- 木原克司（2002）：吉野川下流域の条里施行期と阿波国府の構造，『論集徳島の考古学』徳島考古学論集刊行会，611～627頁。
- 木原克司（2005）：古代阿波国麻植郡・名方郡西部及び板野郡東部の条里と交通路，徳島地理学会論文集，第8集，61～74頁。
- 郡里町史編集委員会（1957）：『郡里町史』郡里町，68～71頁。
- 服部昌之（1966）：阿波条里の復原的研究，人文地理，18-5，1～20頁。
- 羽山久男（1976）：吉野川河谷の古代交通路と郡家，『阿波・歴史と風土』金澤治先生喜寿記念論集刊行会，27～53頁。
- 美馬町史編集委員会（1989）：『美馬町史』美馬町，202～208頁，764～766頁。